

■報告第8号 専決処分の報告について（平成25年度（24繰） 大正総合支所
庁舎耐震・改修工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の
締結について）

【要旨】

平成25年5月8日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成25年度（24繰）大正総合支所庁舎耐震・改修工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月18日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成25年度（24繰） 大正総合支所庁舎耐震・改修工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 金 額	179,550,000円（内消費税8,550,000円）
変更契約金額	183,047,550円（内消費税8,716,550円）
増 減 額	3,497,550円（内消費税 166,550円）
契約の相手方	四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【変更内訳】

変更内容	主な変更理由	変更金額（千円）
改修工事	・ 1階フロアの事務スペース・ロビー・通路等の床の張り替えによる増。 ・ 宿直室の天井、壁等の張り替えによる増。 ・ 移設が必要となった電算室の設備移動に伴う移設工事費の増。	1,730
鋼製建具工事	・ 排煙窓の取り替え並びに会議室等のブラインドの取り替えによる増。	792
外構工事	・ 庁舎裏駐車場の舗装復旧において、既存の舗装面への接合や排水処理の見直しが必要になったことに伴う舗装工事及び排水工事の増。	976